

平成26年白老町議会定例会11月会議会議録（第1号）

平成26年11月26日（水曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 12時27分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の氏名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第1号 専決処分の報告について
(平成26年度白老町一般会計補正予算（第6号）)
- 第 5 議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 6 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第 8 議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第7号 財産の取得について
- 第10 議案第8号 財産の取得について

○会議に付した事件

- 報告第1号 専決処分の報告について（平成26年度白老町一般会計補正予算（第6号））
- 議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第7号 財産の取得について

議案第8号 財産の取得について

○出席議員（14名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 山本浩平君	15番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総務課長	大黒克己君
生活環境課町民活動担当課長	中村英二君
健康福祉課長	長澤敏博君
上下水道課長	田中春光君
教育課長	高尾利弘君
教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長	葛西吉孝君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 11 月 26 日は休会の日でございますが議事の都合により特に定例会 11 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 109 条の規定により議長において、8 番、広地紀彰議員、9 番、吉谷一孝議員、10 番、小西秀延議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可します。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成 26 年白老町議会定例会は 1 月 5 日まで休会中ではありますが、会議条例第 6 条第 3 項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により 11 月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は平成 26 年定例会 11 月会議の運営の件であります。定例会 11 月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして一般会計及び老人ホーム事業特別会計の補正予算 2 件、条例の一部改正 4 件、財産の取得 2 件、専決処分の報告 1 件であります。

これらの議案の取り扱いの協議の結果は会議規則第 31 条の規定に基づき一括して議題とする事件は議案第 4 号から第 6 号までの町長・副町長の給与、教育長の給与、議員の議員報酬における期末手当の支給月数を改正する条例の一部改正議案 3 件であります。

次に議案第 7 号及び第 8 号の財産の取得については地方自治法第 117 条の規定に基づき関係議員は除斥となることを確認いたしました。

このことから 11 月会議の再開は本日 1 日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がございました。

委員長報告に質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

平成25年10月に実施された会計検査院による北海道会計実地検査についてであります。先般の議会全員協議会でもご報告したとおり、本町が平成23年度で実施した重点分野雇用創出事業のうち3事業が新規雇用失業者の募集手続き及び事務費の積算方法等が適切ではなかったとして同院調査官により指摘を受け、結果として平成26年11月7日付け同院の検査報告により指摘箇所については補助対象とは認められず総額443万9,906円を北海道に返還することとなりました。このような事態が発生したことは誠に遺憾であり町民の皆様に対し深くお詫びするとともに今後も職員の指導等をなお一層努める所存であります。なお当該費用の予算措置については定例会12月会議にてご提案する予定でございますのであわせてご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に白老日台親善協会主催「台湾親善の旅」への参加についてであります。11月6日から10日までの間トップセールスのため白老日台親善協会会員の皆様とともに総勢47名で台北市を訪問してまいりました。本事業は台湾との人的・文化的な親睦交流、また経済交流と観光振興の推進を目的とし今後における台湾と白老の懸け橋となるために実施されたものであります。事業内容としては親善訪問団全員で蒋介石初代総統を顕彰する施設「中正記念堂」を訪れ、蔣総統の記念像への献花を行い、その後私と当親善協会の代表役員6名で台湾の外務省に当たる外交部亜東太平洋司の李明宗総領事回部弁事ら政府高官との懇談を行い、人・文化・経済・観光などの幅広い分野について和やかな雰囲気の中1時間半にわたり意見交換を行ったものであります。またことしは4日間で33万7,000人が来場した台湾最大の「第22回台北国際旅行博」に出展していた北海道観光PRブースにおいて2020年に開設が決定した国立博物館、アイヌ民族博物館そして白老牛や虎杖浜たらこのなどの豊富な食材を中心に多くの来場者に本町が持つ魅力について詳しく説明の上精力的にPRを行ってまいりました。

次に日米共同訓練に伴う白老港の利用についてであります。去る10月10日に在日米軍司令部より10月27日から11月7日まで北海道大演習場で行われる日米共同訓練に伴う機材等の搬出入のため、民間コンテナ船の白老港第3商港区への寄港要請があり、町民の安全性が確認されたことから15日に寄港を了承いたしました。コンテナ船は21日入港し荷卸し完了後の25日に一旦港を離れ、訓練終了後の11月5日に再入港し積み込み完了後の11日に出港い

たしました。白老港における機材等の搬出入については町民の安全・安心を確保した中、不測の事故等もなく順調に進められたところでもあります。なお寄港により第3商港区周辺の警備が必要と判断し、警備委託料については入港日が迫っていたことから予備費を充当し対応したところでもあります。

次に町総合体育館地下埋設管の取替工事についてであります。冬期の使用に際し暖房機器の燃料実験を行ったところ目詰まり等による重油の供給不全が確認されたことから、町民の体育館利用に支障がでないよう早急な対応が必要と判断し、敷設後44年が経過している地下埋設管の取替工事を行ったところでもあります。なお工事に係る経費については予備費を充当し対応したところでもあります。

本11月会議には議案8件、報告1件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等はあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている各事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成26年11月26日提出。白老町長。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会議会条例第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成26年11月21日専決。白老町長。

平成26年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度白老町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出とそれぞれ963万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,695万6,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

続きまして4ページ、5ページの歳入歳出補正予算につきましては省略させていただきますし、次のページの歳入歳出事項別明細書の歳出のほうからご説明申し上げます。ページ数は8ページ、9ページでございます。2款総務費、4項3目衆議院議員選挙費。衆議院議員選挙費経費963万9,000円の補正でございます。今回の衆議院選挙は12月2日告示、12月14日執行の選挙の経費でございます。以下記載している経費を補正予算と計上したものでございます。財源につきましては全額道委託金による補助金として交付をいただくということでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 　ただいま提出者から説明がございました。この件に関しまして何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 　質疑がございませんので報告第1号はこれをもって報告済みといたします。

◎議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 　日程第5、議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 　議案第2号でございます。議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,198万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月26日提出。白老町長。

次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。2歳出、1款総務費、1項1目一般管理費、特別養護老人ホーム一般事務経費64万1,000円の増額で寿幸園の暖房循環ポンプの修繕料であります。この財源につきましては事業基金を充当いたします。

続きまして歳入のご説明をいたします。4ページ、5ページをお開きください。2款繰入金、2項1目特別養護老人ホーム事業基金繰入金64万1,000円の増額で歳出でご説明した修繕料見合い分であります。今回の繰り入れによりまして基金残高は約2,040万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。今の基金の関係なのですが、社会福祉法人の特別養護老人ホーム寿幸園の施設留保額というのか、基金になるのかちょっとわかりませんが、それが今幾らぐらいになっているのかおわかりになったら教えていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 先ほどご説明したものは特別会計の基金ということで、2,040万円の残高になる見込みで、事業者自体の留保資金というのはここ3年ほどずっと赤字が続いておましてほとんど留保資金はございません。あっても何十万円とかその程度だったかと思っております。ちょっときょうは法人の決算書等は持ってきておりませんが、ほとんど留保資金としてはない状態であります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 3年ごとの介護保険計画の見直しで2015年4月からスタートすることになっているのですが、その前段として介護保険における法定価格の改正に向けて国は調査をしております。その中で各施設の留保額というのかそういったものが大変多いということで人材が確保されないということで、報酬に対する加算はあるけれども保険の報酬においてはマイナス6%になる可能性があるということではほぼこれが決定しているようなことがあって、特に特別養護老人ホームに対しては8.7%ぐらいの有益費率があるということでそういったことが載っております施設にとっては大変厳しいところもあるのではないかと。私はこの話を聞いたときに特別養護老人ホーム寿幸園はかなり厳しくなるのではないかとというふうに考えていたのですが、そのようなことが通知されて、まだ正式には通知されていないのかもしれないけれどもそういったことを受けていらっしゃるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 確かに国の会議等の中で特に特養における留保資金というのが、以前からもかなり留保資金というものはあるということで介護報酬等についてはその計画ごとにマイナスという提示が過去にもございました。今回もお話のとおり介護報酬が下がるだろうという話は会議等では出ているかと思っております。確かに今寿幸園につきましては50床という非常にいい経営的には規模は50床ではなかなか難しい状況であるというのは事実でございます。ただ今後、原則介護3以上の入所という形の中で入所者の状況も変わってくる部分もございまして、事業者としてはなるべく重度の方を入所させることによって介護報酬が下がる分重度の方の介護報酬で何とかやっという考えではございますが、まだ詳しい情報等はない中でありますが経営としては厳しい状況が続くということは予測される状況であります。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前にお諮りいたします。議案第3号から議案第6号の4議案は条例の一部改正の議案であります。11月会議は議案説明会を開催しておりません。議案説明会を開催していない場合の条例の一部改正議案の説明については提案文、議案説明のほか改正条文附則の全文を朗読することにしております。ご覧のとおり議案第3号は改正条文附則が長文となっていることからこの朗読を省略させ、議案説明及び添付の説明資料において簡略して説明をさせたいと思います。また議案第4号から6号の議案については3議案とも同様の改正内容でありますので、議案説明及び添付の説明資料において簡略して説明させたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。それではそのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第3号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則については朗読を省略させていただきまして議案説明でございます。議3-13をお開き願います。議案説明、職員の給与に関する条例の一部改正について。本年8月7日、人事院は官民較差等に基づき国家公務員に係る給与等の改定を行う必要があるとして、月例給の平均0.3%及び特別給（期末勤勉手当）を支給月数0.15月分引き上げる等の勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町にお

いてもこれに準じて改正を行い4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から12月期において所要の調整を行うため本条例の一部を改正するものである。なお平成26年度の勤勉手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の勤勉手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うものである。

次のページ以降は新旧対照表となっております。

続きまして平成26年度の給与等の改定ポイントということで説明資料を添付しております。これにつきましては議3-25の次のページになります。こちらをお開き願います。平成26年度給与等の改定のポイントということでまず1番目としてです。このたびの人事院勧告の要旨等について簡単に説明をさせていただきます。今回の人事院勧告は二本立てになってございまして26年度4月から遡及適用する分と27年度4月施行の分この2つに分けられます。まず人事院勧告要旨に記載のAでございます。官民格差等に基づく給与改定これにつきましては26年4月から遡及適用する分でございます。まず1つ目として行政職の俸給表の改定がございまして平均0.3%を引き上げるといような中身になってございます。この給与表につきましては若年層に重点を置いた改定になってございまして、前ページの新旧対照表等にもあるとおり引き上げの上限が2,000円になってございまして、逆に引き上げなしというところもございまして。ここは若年層に重点を置いているというところでございます。

それから②としてその他の俸給表については行政職俸給表との均衡を基本に改定してございます。

それから3番目通勤手当でございます。交通用具使用距離の区分に応じ引き上げということで100円から最大7,100円の幅で引き上げが行われておりまして、これにつきましては自動車等使用者に係る通勤手当ということになってございまして、これは昨今のガソリン等の高騰による対応ということになっております。以上が26年4月からの遡及適用分、次のイ、給与制度の総合的に見直し、これは平成27年4月からの施行ということになっております。

まずここについては1つ目として、地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げるといものでございます。この平均2%の内訳ですけど初任給等は引き下げしません。ということは逆に若年層には配慮をしている。その反対で50歳代後半層が多い号俸は最大4%程度引き下げということになってございます。またこれにつきましては新俸給表への円滑な移行のため経過措置3年間は現給保証するという内容になってございます。

続きまして2つ目の地域手当の見直しということで、地域手当については本町についてはこれは該当しておりませんが、国の機関で地方勤務あるいは大都市勤務ということでそれぞれ地域手当を支給されておまして、これにつきましては現行6区分3%から18%の幅でそれぞれ支給されているものが改正後は7区分となり3%から最大20%、2割増しという部分の地域手当が出るという内容になってございます。

それから3つ目として職務や勤務実績に応じた給与配分。これにつきましては給与配分のための諸手当を改定するというので、本町には該当しない部分で広域移動手当の引き上げということがあります。それからあとは単身赴任手当の引き上げ、それから臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給するという内容になってござ

います。

続きまして2番目の平成26年度の改正内容ということで、今回上程している内容につきましてはあくまでも先ほどアで説明をさせていただきました26年4月からの遡及適用分のみということで、イの27年4月施行分については定例会3月会議において一般職の独自削減もあわせて上程をさせていただく予定にしております。

続きまして3番目の今回の給与改定に伴う増額の影響見込み分でございます。これは遡及するというので4月から12月分という内容になってございますが、まず①の一般職の職員の給与影響で、これは一般会計分で計算してございますが影響額は約1,340万円。それから②町長及び副町長、教育長の給与の影響につきましては37万円。それから③議会議員の報酬等の影響につきましては、すみませんが計算ミスで数字の訂正をお願いしたいと思います。影響見込み額が46万3,000円となっているのを53万2,000円、それから影響見込み平均額は3万4,000円となっているのを3万8,000円に訂正をしてください。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が変わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいま給与改定の説明ありましたがけれども、白老町において財政再建中という状況を考えてこの給与改定についてはどうかと懸念するところがありますけれども何点か質問します。

まず今ご説明ありましたように人勸で若年層に重点を置きますということで年齢の高い職員の層は制約されますけれども、添付資料の給料表を見ると行政職で5級で76号の6級でストップしています。そして6号俸では行政職の5級でゼロの部分があります。6号俸でもゼロの部分あります。これは白老町の職員で何歳ぐらいから適用になるのか。そして該当者がいるのかどうかということをお聞きします。

次に今回も説明ありましたが給料が平均で0.3、期末手当が0.15といたしますけど、そうすると職員合わせると年間の給与平均率は何%になっているのか。合わせて何%の引き上げとなるのか。

それと説明資料で一般会計分が1,341万4,000円の増額になるといっていますが、全会計、医者は別としても全職員で総額幾らになるのか。そして今回給与改定の増額が補正予算に入っていないけれども、この人件費は既存の会計の中で処理できるから上がっていないのだと思いますけど、その辺のやりくりはどうなっているのかを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず今回の給与改定で先ほどもちょっと説明をさせていただきました、若年層に配慮した給与俸の見直しになっているということで、幅は先ほど申しました給与表で月額200円から2,000円までとなっておりますが、該当する引き上げの対象となる職員は65%になります。だから逆に35%は据え置きというような中身になってございます。

それから今回の0.3平均で給与俸引き上げというふうになっておりますが、実際今白老町

の中では何%増になるのかという質問かと思えます。ここはちょっと後でお答えいたします。

それから影響額でございますが、今回表では一般会計のみでお示ししてございましたが、全職員の部分では約1,796万円の影響額が出てございます。

それから今回の人勧に伴う給与改定で補正が必要なところは今回の議会の部分で補正予算第7号で上程してございますが、それ以外の一般会計も含めた特別会計等々については一応現在の予算内で吸収できるとそれぞれ判断をしておりますして今回は上程を見送ってございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 据え置きが35%あるということはこの3の17の行政職、仮に5でいけば77号俸以下はゼロです。5は課長職になるのですか。これは67になる。この中に35%の人が入ってくるという意味でいいのですか。私が聞いているのは年齢の高い職員が先ほどいったように6級でいけば1,500からゼロですけど、この中に入ってくる職員がどれぐらいいるかということです。全体の部分ではわかるけれども具体的にどうなっているのかということがないと我々も職員がどういう部分で処遇されているのかということを理解しておきたいと思えます。

職員の年間の給与平均これは後で出すと聞いていますけど、人勧のトータルの1.22%と聞いているのです。だから白老町は何%増減するか。それを後で出るといいますのでぜひ出してほしいと思えます。その平均パーセントは出ていませんから各階層の課長職とか主幹が何%のアップなり何俸下がったという部分の削減率というのは出ていないということで解釈してもいいのですか。もし出ていなければ12月にまたお聞きしますけれども、それも出してほしいと思えます。

それでもう1点は今回の人勧で今約1,800万円で上がりますということで、この後理事者も議会もこれから審議しますのでどうなるかわかりませんが、この増額分ありますけれどもこれは27年度以降もずっと反映されていきますので、これらの分を合算した額ありますよね、これが財政健全化プランでどういう形で影響、反映、今後の財源見通し等々について影響出てくるのかその辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず1点目のこの先ほどのお答えの中で35%が今回引き上げの対象になっていないということでございますが、これはそれぞれ1級から6級の中での差し引きゼロ、差額ゼロというところの中に35%の職員がいるということはこれは間違いございません。

それから削減率の関係なのですが現在独自削減において今1級から6級まで給与表がある中で最低5%から最大14%の削減を行っておりまして平均が19.5%ということになってございます。単純に今回引き上げの平均が0.3%ということなのでそれを合わせると実際の独自削減率は9.2%ということにはなるのですが、実際若年層に配慮しているだとかあるいは6級、課長職ですと14%でおそらく引き上げの対象になっていない課長さんが多いというような中では級ごとそれぞれ違うということがありますので、これについてはそれぞれ今算出しており

ませんので次の機会にお示しをしたいというふうに考えます。

それからプランの影響の関係だったのですが私のほうからちょっとお答えさせていただければ、まず今回一般職で全体で約 1,700 万円増ということではあるのですが、また来年の3月にまた上程をさせていただく給与改定については全体で2%下がるというような状況もあり、まだ今回の値上げが全てそのままずっといくということになるかどうかは今後検討しなければなりませんので、今の段階で今のプランとの整合性というのはちょっと難しいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。この議案3号について私の考え方を申し上げて質問したいと思います。職員の給与に関する条例の一部改正条例、官民格差に基づく人事院勧告に準拠して給与の増額改正こういう案であります。今新聞紙上では年の瀬を迎える中衆議院が解散されております。そしてアベノミクスの効果についてこのことが選挙の争点になっている。これは報道を見れば皆そう感じている。そして大都市と大企業の利益の拡大、物価の上昇等は拡大の流れになっている。しかし全道世論調査では中小企業、家計に普及される実感がなく景気回復の実感が乏しいという道民の意見が大勢を占めている。こういう報道がされている中で今回の官民格差に基づくということで人勸の給与改正がされようとしております。白老町の財政の状況は19年から再生団体回避と財政健全化への取り組みということで20年3月策定の改革プログラム、歳入の確保と歳出の抑制の両面にわたってさまざまな不良債務の解消しております。しかし22年に第三セクター債を導入、そしてさまざまな会計や解散をしたわけなのですが、そうして職員の犠牲と町民負担、超過税率の導入や下水道料金の改正、敬老会や納税組合の廃止、使用料や手数料料金の改正、町民のサービスを手抜きしながら今白老のまちが財政再建に向けて実行されております。しかしながらその半ばに二度目の財政危機を迎えたところのようにいわれております。その財政の原因は第三セクター債の導入の償還これが厳しくなった。それからもう1つは崩れて自主財源で賄うことが厳しくなって、そして予算編成をしなければならなくなり貯金がなくなり財源が枯渇した。その原因の1つは6月に住民税、固定資産税、そして7月に交付税の過大見積り、積算ミスがあってこれでまた歳入欠陥を起こした。そしてさらにことしの11月17日ただいまもいわれておりました補助金、これがまた厳しい財政の中税の無駄遣いになっている。そしてこういうことが先般町長の諮問機関である健全化外部委員会の宮脇委員はまちは破綻状況なのだと、危機に瀕している役場とは思えない、危機意識が非常に乏しく職員管理の甘さを指摘されておりますが私はうなずけるなと思っております。そんなことで人事院の勧告による官民格差に基づく給与改定、これは法律だから改正しなければならないということで厳しい中今の改定案が出ているのです。だとすれば、この財政危機の中職員の給与が二度も削減されている。これは人事院勧告と全く違うわけです。こういうことが町長の裁量によってなされているわけなのです。ですからこういう中で今回改めて職員のボーナスを、6号議案まであるのですがこういうものを改正して、私は町民感情からしてこういうものが素直に受け取れるのかとこういう思いでいるのです。私はこういうことで町長は今の現状を踏まえてこの人事院勧告どおりやらなければならないと思っているのか。そうであれ

ば先ほどいった二度の給与削減このことをどう取り扱うのか。このことについて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問の中に国の経済対策等々を踏まえた中で一部報道等にもされていますけれども地方においては経済の対策の波及効果といいますか、その辺がなかなか実感できないと。実態としてまだまだアベノミクスの経済対策がどう評価されるのかそういうことを踏まえて今回の解散というようなことになっているのにこういうことでの給与改定はいかがなものかというようなご質問だと思います。基本的には職員の給与、今いうとおり国家公務員についてはこういう法律に基づいて改定されます。従前から私どもの地方公務員については札幌市でいえば人事委員会がありまして給与の調査をします。他の自治体については給与の実態は人事院勧告に基づいて実施しているというような状況ですから、この考え方は基本的にはそのとおりの考え方でいきましょうということで提案させていただきました。ただし町の実態としてどうなのかというようなことが今の財政のプランを立てている現状だというふうには押さえていますので、そういう中では今の収支を考えたときには給与も方策の1つとして人件費の削減をというようなことで今5%から14%でやらせてもらっています。そういうことから給与削減している中で給与表の改定は考え方によってはそれは成り立つ部分もあるとは思いますが、基本的なベースはやはり人事院勧告に基づいた方式といいますかこれに乗っ取るべきだと。それでなければ人事院勧告の制度そのものを否定することになりますので。そうではなくてやはりベースとなるものは人事院勧告に基づいていきましょうと。ただそこから町としての現状はいかがなのかという現状を押さえたときにやはり自主削減をしようというような考え方で、従前からそういうようにきていますので今回も基本的にはそういう考え方の中で提案させていただきました。給与のベース、今回の部分と27年4月の部分ということがありますが、月例給あるいは期末勤勉手当これにつきましても基本的なことは人勧に沿った考え方をベースにして、そこから現状を押さえて削減をどうするかというようなことで給料の押さえ方、人件費の押さえ方としてはそういうことを基本に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私はなぜこういうことを言うかという、人事院勧告をそのまま受けとめやらなければならないのであれば、職員の給与の削減だって人事院勧告どおりやっています。少なくとも人事院勧告どおり。それを今回の勧告だけは人事院勧告どおりやって、あとは削減するというのは。本来普通のまちであって職員はこういう官民較差で給与が上がるといことは喜ばなければならないのです。職員も我々も喜ばなければならないのです。しかしながら今の白老の財政状況を考えると職員が今9.5%、今この人事院勧告の是正で9.2%になるというお話がありましたが、これだけやっているにもかかわらず一方では人事院勧告だからこの是正を素直に受けとめるというのは私はつじつまが合わないのではないかと、このような思いで質問しているのです。ですから先ほどもいったように本来はこうあるべきなのだ。しかしながら今町民負担を求めてさらなる町民負担を求めようとしている。下水道もそ

うです。そういう中で私は今回の給与改正は考えるところがあるのではないかと思うものですからこういう質問をしたのです。今私の意図するところは話しましたから答弁は同じ答弁になると思いますのでいいのですが、私はそういう思いで話しているし、これは町民の思いも伝えているのだということだけは受けとめておいていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的な考えというのは先ほどお答えしたとおりです。人事院の勧告というのはご存じのとおり民間と比較してということで、公務員の給与と民間のということで民間がどの程度もらっているのか、それと今の現状の公務員の給与はどうか、それを比較してということで格差が出たときにアップすると。ここ数年7年ぐらいずっとダウンをしているというようなことで民間との経済較差といいますかそこを適切に指摘して勧告するというような制度ですから、人事院勧告制度そのものは尊重すると。国家公務員ですけれども地方公務員もそれに準じてというような考え方は先ほどの説明とおりです。ご質問の趣旨といいましかそこら辺についてはわからないわけではないのです。大変だから削減しているのではないのか、それなのになぜ給与改定するのかという趣旨自体、言わんとしていることは理解しますけれども、先ほどいいましたとおり給与制度というもののベースは崩すべきではないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

よって、議案第3号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

◎議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3議案を一括議題に供します。議案第4号、5号及び6号の提案理由の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） それでは議案第4号から6号まで一括説明をさせていただきます。

まず議案第4号でございます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものも給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則につきましては省略をさせていただき、次のページ議案説明に入らせていただきます。特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。本年8月7日人事院は官民較差等に基づく国家公務員に係る給与等の判定を行うよう勧告を行った。国においては勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから一般職の期末勤勉手当の支給割合を準拠している特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合についても国に準じるため本条例の一部を改正するものである。なお平成26年度期末手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の期末手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うものである。以上でございます。

続きまして議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

改正条文及び附則については、省略をさせていただき議案説明でございます。議案説明につきましても先ほどの議案第4号と同様でございます。教育委員会教育長の期末手当の支給割合についても国に準じて本条例の一部を改正するものであり、26年度の期末手当は0.15月分の引き上げを12月支給分について、平成27年度以降の期末手当は0.075月分の引き上げを6月及び12月支給分についてそれぞれ行うとするものでございます。

続きまして議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 11 月 26 日提出。白老町長。

改正条文及び附則につきましては省略をさせていただき議案説明でございます。議案説明についても議案第 4 号、5 号と同様、議会議員の期末手当の支給割合についても国に準じて本条例の一部を改正するものでございまして、平成 26 年度期末手当は 0.15 月分の引き上げを 12 月支給分について、平成 27 年度以降の期末手当は 0.075 月分の引き上げを 6 月及び 12 月支給分についてそれぞれ行うとするものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） これは第 4 号、第 5 号、第 6 号一括ですか。

○議長（山本浩平君） どれでも構いませんし一括でも構いません。

○13 番（前田博之君） それでは第 4 号の部分について、町長の期末手当の議案提案に対して町長に質問をいたしますので町長から答弁をいただきたいと思っております。国の人勧については強制力を持たないということも含めて先ほど同僚議員と副町長からのやりとりでも一定程度の理解はしたつもりであります。議案説明のとおり一般職の期末手当の引き上げに準じて理事者も期末手当 0.15 月分引き上げる議案がただいま提案されました。この人勧については先ほど副町長から答弁ありましたが月給、賞与ともに引き下げあるいは据え置きが続いているのがプラス勧告は 7 年ぶりです。その理由は今も議論ありましたがベースアップした民間企業が多く官民較差が拡大したため給与アップにつなげたいとしています。一方で白老も含めて地域の経済の状況を見た時に白老町の民間給与実態に即しているのかという疑問に思っている私も含め町民の方々の声も耳にします。そこで町長も民間出身ですから十分にご承知していると思っておりますけれども、民間の場合は企業の賞与、ボーナスは決算賞与という意味合いがあつて一般的には業績がよかった場合に支給されます。しかし白老町の行政経営これは赤字財政で、先ほど同僚議員からもありましたけれども二度目となる財政健全化プランを策定し町民に対して超過課税を 4 年間延長して大きな負担を強いている中で平成 32 年度まで財政再建の真ただ中に今あります。町長もみずからの給与を削減して町民から預かっているまちの財政赤字の解消に努めてはいます。しかし大きな負担と行政サービスの低下によって町民の暮らしに多大な影響を与えている責任は非常に重いものが私はあると思っております。当然私も議員として政治的責任は強く認識していますし感じています。白老町トップとして戸田町長の責任は大きいものだと思っております。財政危機から脱却するため町民は増税に耐えて我慢しているのです。町長の財政再建の姿勢は理解はしていますけれども、財政再生団体への転落が予想される危機的財政状況にあるということから平成 26 年 3 月に財政再生を 4 年間延長した。それにもかかわらず今回町長みずから期末手当増額の議案を提出したことに対して真意を図りかねます。行政庁のトップあるいは白老町民のトップとしてどうなのかと思っております。そこで町長が期末手当を増額することをみずから提案しましたけれどもその考え方をちょっとお聞きかせください。

○町長（戸田安彦君） 冒頭民間の企業のお話をされていましたが確かに業績によって月給もしくは期末手当をふやすということもありますし減らすということもあるのは民間企業で当

たり前のようにやっております。民間企業は全部ではないですけど経営者のそのときそのときの判断で毎月給料の増減もできますしボーナスの判断も手当てもできます。ただ行政の中は例えば理事者の考え方によって毎月今月よかったから今月上げる、来月上げる下げるということはできないので人事院勧告これがまずベースになっていくという考えでございます。考え方ということでありますのでお話をさせていただきますと、まず人事院勧告のベースで職員も含めて私たちの給与ベースも含めてこれにのっかってやっていくということでございます。お話の中に財政再建の真ただ中でこういうことの考えはということによろしいかと思うのですが、確かに今ここで給料を上げるという提案であります。これは白老町独自で提案しているわけではなくて法律にのっかってしているところと、ことしからスタートしたわけでございますがそれにあわせて財政健全化プランの中で増減があってもその中できちんとプランのとおりけるという判断のもと職員も含めて特別職もこういう形で提案させていただいておりますので、これが過剰にプランどおりにいかないような計画だと考えを改めなければならないというふうに思いますが、その中でやっていけるという判断でございますので今回このように提案をさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 細かいことはいいません。ただ人勧の引き上げが金科玉条のごとくいいますけれどもこれは拘束力を持たないのです。そこだけは十分に理解して答弁をしていただければ町民も誤解します。これは町長の裁量でできる話です。私は職員に対しては一步譲っても理事者は経営者でありますから。これは法的に今いうように拘束力ないのです。町長の裁量です。私はどの部分を聞いているのです。

それと今健全化プラン中で増減ないとおっしゃいました。いいですか、職員は別にしても町長は給料 35%引き下げている。しかし先般の議会でボーナスも入れた給与を含めると 32%削減だといいました。それでは事務当局にお聞きしますけれども今回のボーナスの支給の積算根拠はどうなっていますか。町長だって 35%カットした分に今人勧で上がった率を掛けていませんよね。元の 80 数万円の給料に掛けて出していますよね。私はそういう認識を踏まえた中で町長が人勧の拘束力を持たない中でみずから裁量権を出したのかと、それはなぜですかということをお聞いているのです。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 一般職を含めて特別職も全て手当につきましてはあくまでも基本給に対しての率を掛けて算出しております。今一般職も含めて理事者も月額給与のみで削減をしてございまして町長は 45%やっておりますけど、それでは全部で期末手当も含めてならずと何%なのかというではないのですか。先ほどもご答弁したとおり月末給与のみ削減をしております、ボーナスの積算については削減後の額ではなくあくまでも基本給に対して期末手当の率を掛けて算出しております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ご質問のとおり特別職については人事院勧告を準用するといえますか、特に今までの取り扱いについても給与については職員は順じてと、尊重してということ

です。当然特別職のほうについてはそういうような基準がないですので報酬等審議会に諮問しまして答申をいただいているという中で額を決定している。ただその額が今の財政状況からどうなのかというようなことを踏まえて自分たちの給料の削減をしている。いわゆる期末手当の元数字は元々の数字でしょうというようなことは、前にも給与改定のごときにご質問あった趣旨と同じだと思います。いわゆる年収額で何%落とすかと。その手法として月額給料に該当させるか期末手当に該当させるか。同じ答弁でありますけれども従前の段階では職員の取り扱いについては月例給からやっていて期末勤勉のほうは元々の数字で削減をしないというふうな取り扱いだったので特別職についても比較するときにはわかりやすいようにそういう取り扱いをしたと。したがって45%なのですからけれども平均にならずと35%くらいになる。今手元に持っていないけれどもそれくらいになると。その方法としてご質問の中では給与でやったらどうかというようなお話もありましたけれども、そのときにご答弁したとおりに比較するときにお互いにどの程度やっているということがわかりやすいというようなことで、これは方法論の話ですので年収額で比較したときに何%やっているということの方法論といいますか月額でやったということなのでまずは基本的にはそういう考え方でいたと。しからばこの期末手当これだけ別に人勧に特別職は拘束される何のものもない。先ほどいったとおりに国家公務員のことですから地方公務員はそれに準じてということをやっているということは今までの取り扱いとしても当然そういう形でできていますので、今の考え方としてこういう状況なので自分たちみずからのところは手をつけなくてもいいのではないのかというような考え方のご質問だと思いますけれども、これについては基本的に先ほどと答弁重なりますけれども、基本的にベースということでは人事院勧告の取り扱いを今までも従前どおりきていますので、そういう考え方は踏襲させてもらっていると。ただ年収ベースで考えたときに何%削減したらいいのかという率につきましては年収を勘案したときに率を定めさせてもらって提案させてもらっているという考えです。サイドになりますけれどもこの手当については基本的には従前の取り扱いのとおり人事院勧告からきていますけれども職員に準じた同率を支給するという考え方で今回提案させてもらいました。

○議長（山本浩平君） ほか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 簡単な質問なのですがけれども、この6号議案これは町長が議会議員の報酬費用弁償についての提案をしていますが、私は議会の報酬というのは特別報酬審議会に諮問をして町長とよく相談をして、そして議会が判断するわけです。そこで今回特別報酬審議会とご相談されたのかどうか1つと、それから議会議長と相談されての提案なのか。この点だけお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 誤解されたら困りますが訂正をします。報酬等審議会に諮問します。そのときは町長、副町長それから議会議員の報酬額を諮問します。今回提案しているのは報酬額ではないのです、率なのです。その率は諮問事項ではないのです。ですから今回は従前の取り扱いの人事院勧告に基づいて率の改正を提案させてもらったという内容でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私の勉強不足だったと思います。ただこの6号議案については我々のことですから質問をしても答える方がいないのです。ですから討論でやるしかないと思っていますのですが、そういうことで今の副町長いわれたことは私の勉強不足だったかもしれません理解いたしました。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。最初に議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

よって議案第4号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員。賛成11。

賛成多数により議案第5号は可決されました。

次に議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、松田謙吾議員。

○議長（山本浩平君） 議案第6号の議会の報酬の費用弁償についての反対討論をいたします。本来反対討論ではなく議論すればいいのですが的がないものですから反対討論しかないと考えて反対討論をいたすことにしました。

議員報酬及び費用弁償についての一部改正の反対討論をいたします。まず地方議員は建議を

兼職に許された非常勤の職であります。だから給与ではなく報酬として支払われているのが議員報酬であります。もう1つは非常勤公務員に労働の対価として労働日数に応じ支払われるものがこの議員報酬であると私はそう思っております。身分保障でも生活給でもないといわれております。平成23年議員定数は法定上限を撤廃されて定数も議会みずから決定することになっております。議員報酬の決定については特別職報酬等審議会と市長が先ほども話しましたが、その結果を議会が承認し条例化するという手続きを条例で定めております。審議会と協議がなされたかという質問では先ほどのご答弁のとおりかと思うしております。特別職の給与削減、職員給与削減そして町立病院の給与削減、今財政が厳しい中で削減をしていないのは議会だけであります。平成13年財政規模に占める借金返済額、実質公債比率が11%のまちは北海道で8市町村です。夕張に次いで白老は2番目21.6%。厳しい財政状況が浮き彫りにされている中で、そして先ほども話したが財政が大変厳しい中でボーナスに当たる一部改正には私は町民の理解は得られないと。理解する人もいるかもしれないけれども私は大方の町民は理解できないと思います。私も新たな民間との格差、格差の是正としてボーナスを引き上げるわけですから私は町民の立場からいっても議員のボーナスについては反対をいたしたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する賛成の討論の発言を許します。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） それでは第6号議案に対します賛成討論を行わせていただきたいと思っております。まず本案を述べるときにこの根元と申しますか、職員の給与を今回議案で可決をされました。人事院が民間との格差を是正するためにこの基準を変えましょうというのが今回出されている議案の本趣旨かというふうに私は理解をさせていただきます。それは報酬を審議するというのではなく今回の期末手当のパーセンテージの基準をきちんと定めようというのが本案の趣旨であり報酬をカットする、地域の状況を考えて今職員さん、特別職やっていますが給料のカットというものは私はこの場で審議する問題ではなく、基準を変えてしまうとそちらのほうにも全体的な影響が及びます。各地域との格差が基準を変えると大きな差が生まれてしまいます。ですから基準は基準としてきちんと足並みをそろえておくべきではないか。その上で報酬等は今どうなのか。今の現在の報酬が本当によろしいのかどうなのか。特別職報酬等審議会では現状でという話で答申を受けておりますが、それでいいのかどうなのかそれを話し合う場は現在議会運営委員会のほうで定数と一緒に議論をされております。そちらのほうできちんと議論を重ね、そして本会議に諮るべきものと私は考えておりますので議案第6号につきましてはその基準となるべきものですのでなるべく他の地域とも格差のないように、そこからそれを基準として考えられるようにということでこの議案には賛同させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 13番、前田です。議案第6号 議会の議員の報酬及び費用弁償に等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

過日政府から発表があり7月から9月期の国内総生産は2期連続のマイナス成長で、このことから消費税10%への増税が先送りされることになりました。実体経済が停滞している中で電気料金、灯油、ガソリンや食料品等の値上げが続き、一方では実質賃金が下がり年金額の引き下げなどで町民の皆さんの暮らしは厳しいものを強いられております。そこで私は町民の収入状況について調べてみました。町民の所得金額の実態を平成26年度の町民税課税状況から見てみますと、町民の給与所得者の平均1人当たりの所得額は254万4,000円になっています。3年前の平成24年度と比較しますと3.5%下がっています。またその他の所得者の主となる年金生活者の平均1人当たりの所得は147万1,000円です。比較しますと5.5%下がっているという大変厳しい状況がわかりました。さらに非課税者は26年度で6,777人になっています。このように町内で暮らす年金生活者や勤労者の所得は毎年減少していて町民の暮らしは実際の数字上からはもちろんのこと生活感覚からも非常に厳しい状況にあることは明々白々であります。町政においてはこれまでも議論されていますけれども二度目の財政危機から固定資産税、法人町民税等の超過課税を延長して町民にさらなる負担を強いている中であって福祉や行政サービスを削減対象にするなど負担増を進めています。さらに来年度以降は下水道及び上水道料金の公共料金の値上げが予定されております。ますます町民の暮らしが圧迫されようとしています。このような状況下にあるにもかかわらず議員の報酬の自主削減は行われておりません。当時の町長が普通のまちに戻ったと明言して新財政改革プログラムを改定しましたが、この時点で議員報酬の自主削減の議論はとまってしまっております。今同僚議員から今もしていますということもありますから、されているということも私も多少認識しております。こうしている間にも白老町は二度目の財政危機に陥り、再度財政再建計画を策定し財政健全化を進めるべく取り組んでいる中であって議会は議員の報酬の削減に現在まで手をつけようとせず議員みずから身を切る姿勢を示しておりません。あるかもしれません。さらに議員定数削減の議論が定まらない中であって議員の期末手当増額の議案が提案されました。この期末手当の増額は国の人事院勧告によるものですが私たち白老町議会の議員として誠意ある政策、政治判断で据え置きとすることもできます。町民感覚を伴った白老町民の代表、代弁者である議会議員が多くの町民の皆さんの日々の暮らしに苦心されておられる今日、いまだ議員みずから身を切る覚悟を示すことなく議員の期末手当を増額することは町民の誰が認めるでしょうか。やはり誰のための議会か何のための議員かこの命題をみずから問い、町民の皆さんは我々議員に何を求めているのかその声を常に真摯に耳を傾ける必要があります。以上を述べて議員の期末手当増額に対しての私の反対討論とします。議員所見のご賛同を切に願うものであります。

○議長（山本浩平君） それではほかに本案に対する賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。賛成10。

よって議案第6号は賛成多数により原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第1号でございます。平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）。平成26年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,844万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

平成26年11月26日提出。白老町長。

次の「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので省略させていただきます。

4ページ、5ページをお開きください。「第2表 債務負担行為補正」、追加。事項、LED防犯灯賃借。期間、平成27年から平成36年の10年間。限度額、9,700万円。これに関しましては町内にある町営防犯灯1,467灯をLED防犯灯に改修し、その経費を10年間の賃貸借を結ぶ契約とするものでございます。この詳細についてはこのあとの説明の後に担当課長のほうからまたご説明申し上げます。

（仮称）白老町食育・防災センター調理・配送・施設管理業務。平成27年度から平成29年度の3年間。限度額、1億2,813万3,000円でございます。平成27年から運用を開始する白老町食育・防災センターの調理・配送・施設管理業務の実施に当たりまして単年度4,271万1,000円の3年度分1億2,813万3,000円の業務委託契約を結ぶために行う債務負担行為でございます。

次のページでございます。6ページ、7ページ、歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうから説明申し上げます。歳出の8ページ、9ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、議員報酬等53万2,000円の増額補正でございます。職員手当等、議員の期末手当等で人事院勧告に伴う期末手当の0.15カ月分の加算による増額でございます。財源につきましては全額一般財源でございます。

9款消防費、1項1目常備消防費、消防活動経費24万円の増額補正でございます。内容に

つきましては燃料費でございます。燃料費の高騰に伴う単価差額及び新入職員の増加による訓練回数の増加ということで燃料費の補正でございます。財源については一般財源でございます。

救急活動経費 25 万 6,000 円の増額補正でございます。これにつきましても燃料費の単価差額及び本年度購入した救急車が 12 月から配備に伴いその車両の燃料がハイオク仕様ということでの増額補正になります。財源につきましては全額一般財源でございます。

常備消防施設維持管理経費 42 万 1,000 円の増額補正でございます。これは消防本部についているボイラー 3 基が外調機の塩害フィルター目詰まりによりボイラー内の腐食が発生することによって不完全燃焼起こした結果故障に至り今回修理するものでございます。修繕料は総額 65 万 9,120 円でございますが同じ施設の合築構造になっておりまして河川事務所等で面積案分のおり負担していただける協議が整いました。白老町としての負担分は先ほどの補正額でございます河川事務所につきましては面積案分 36.24%部分の 23 万 8,865 円の持ち分を負担していただけるということになっております。この財源についても一般財源でございます。

続きまして歳入の説明でございますが 6 ページ、7 ページでございます。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、普通交付税 144 万 9,000 円の補正でございます。前回 5 号補正までの財源留保金額が 4,703 万 9,000 円ございましたので、今回の 144 万 9,000 円を財源充当いたしますと残り 4,599 万円が地方交付税の留保財源となっております。以上今回の補正でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 第 2 表の歳入負担補正について本日お配りしました資料に基づきまして説明をさせていただきます。まず 1 点目に町営防犯灯の現状でございます。町内には約であります 1,460 灯、これは現在調査事業を行っておりまして正確な数値は捉えておるのですが概数であえて説明をさせていただいております。内訳といたしまして 150 ワット灯というのが全体の 94%を占めておりまして大変な消費電力が大きいものになってございます。あとは 60 ワットのほか記載のとおりの内訳となっております。電気料につきましてはこれも約でございますが 1,490 万円電気料として支払いをしておりますが、ことし 11 月以降値上がり来年度も値上がりということになりますので、推計であります。今後このまま改修しない場合には 1,900 万円もの金額になるものと推計をいたしております。あわせて修繕費としていたしまして球切れですとか安定器交換、それから灯具自体の腐食による落下等々が年々ふえております。現在の 200 万円強の金額がますます増加するものと推測をいたしております。

次 2 点目に環境省の街路灯等の LED 照明導入促進事業という事業がございます。環境省は平成 24 年度からこの事業を行い CO2 排出の削減を図っております。また小規模自治体での取り組みを助けるという目的をもってこの LED 照明導入促進事業をスタートさせております。本年度 26 年度に北海道では初となる私どもの白老町も申請をいたしまして、道内自治体含めましてこれまで全国で 76 自治体が行っている事業でございます。

この国の促進事業の内容を簡単に申しますと 2 つの事業がセットとなっております。1 点目が LED 調査事業ということで既に 6 月の議会で補正をさせていただき、LED 調査事業とい

うものを国の補助金全額で現在取り組んでございます。

2点目にこれから進めますLED導入事業ということで白老町とリース会社との契約により施工につきましては地元業者という要件を踏まえてLED灯を全灯更新するという事業でございます。この中には国からの上限2,000万円とする関係の補助がございますがこういったもの除いて関係経費10年間でリースをするという内容になってございます。

次に促進事業の効果でございます。現在の予算、申しましたとおり電気料ですとか修繕費がありますが現在の予算額を下回る経費でLED導入事業を10年間リースで行うということでございます。

2点目にLED灯の修繕は10年間の保証というものが条件になっておりますので、この修繕費が不要となるということでございます。

3点目に設置後既に老朽化しております数十年、30年もの灯具がございますがこれらが全てLEDに更新するこういったことにより現在よりもさらに明るい地域環境になるものという効果でございます。

裏面でございますが3点目といたしましてこの事業の取り組みのスケジュールであります。既に5月8日に国のほうに申請を行い6月に補正をさせていただいております。8月から今月の下旬28日まででLED調査事業、今現在進めているところでございます。今後につきましてはLED導入事業に係る制限つき一般競争入札の告示を行い、契約を結んだ後来年3月までに全LED灯ということで46VAという灯具これはほぼ現在の100ワットに相当する明るさなのですが、これを統一して今現在ばらばらのものを全部40VAという灯具に変えるという事業になっております。今後の来年度平成27年度からの10年間この設備のリースを行うということになっております。

金額については下に記載のとおりでリースの総額といたしましては上段の表でございますが9,700万円今債務負担で補正をさせていただく分でございます。年間10分の1で約970万円の支出を見込んでおります。その内訳といたしましては一番下の表になっておりまして、現在の電気料が1,400万円から約40%程度に下がります630万円になります。あと関係の経費を加えるという部分もございますが総額で毎年約100万円程度現在よりも金額が押さえられた中で更新事業が進むという事業になってございます。以上説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑は許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。端的に質問します。このLEDの更新事業、大変結構なことだと思うのですが10年後のリース期間終了後について再リース等何かあるのかわかりますか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 当然更新のものもでございます。10年を過ぎますと灯具はリース会社から町のものに移管されますのでそれを補修するという方法もございますし、新たに同様な形でまた灯具を変えるそれはちょっと選択肢としては考えにくいので

すが、更新のそういった手法はございます。

○議長（山本浩平君） ほか。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これはLEDの更新事業ですから本当にすばらしいことだと思うのですが、これをやる時に電柱というのですか、これもしっかり点検をしていただきたい。前に倒れたことがありますので一緒に点検をしていただければ大変いいと思うのですがその辺のお考えを伺いたいと思います。

それからリース料金のところなのですが1灯経費 6,790万円になっているのですが、6万7,900円だと思うのですけど。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 2点目のものについては記載間違いですので訂正させていただきます。

1点目のご質問につきましては北電柱に多くが設置されております。独立しているものもございます。これらにつきましては現在行っております調査事業の中で全て確認をいたしまして老朽化したものについては更新する、そういったものを今あわせて行っております。

2点目のご質問であります1灯経費現在 6,797万円と書いてありますが、これは6万7,900円に訂正をお願い申し上げます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず9ページの消防の関係です。関連で伺います。消防施設機器にかかわると思いますけど。先ほど町長から行政報告の中で町総合体育館の埋設の取りかえ工事がありましたけど、これをもうちょっと具体的に説明とこれ予備費充当していますけどかかった経費は幾らなのか。それと地下の周辺に漏れていないのか。地質とか周辺を汚染していないのかどうかその辺の状況を伺います。

それと5ページのLED防犯灯について、これは本当にいいことだと思うのですけど。私も前回質問したのですが、この1,460灯の中には町内会で所有している部分があります。それについては入っているのか。そして前の答弁では全て調査するといっていましたから町内会のものも含めて調査されていると思いますけど、町の防犯灯だけなのか、あるいはそれが措置されていなければ町内会で持っている防犯灯についてはどのような対応をしていくのか。その辺だけ伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 1点目の総合体育館の関係なのですが、経緯としては給油用の地下埋設管の漏えい検査について9月26日に行いまして、そのとき自体は漏えいということではなくて検査に合格したということでございます。そして10月22日になって燃焼試験というのを11月初めからボイラーをたくということで燃料試験を行ったところ、ボイラーまでの重油が給油されていなかったということで地下埋設管の目詰まり等に原因があるということ想定して掘り返し作業を行いまして、重油を抜いた段階で掘り返しております。そのときは44年経過しているということでそのまま使用すると重油漏れの危険性が非常にあるということで、今回は重油漏れということではなくて老朽化、目詰まりということが想定されるとい

うことで緊急に工事を行ったということでございます。金額については 80 万 8,920 円です。充当額は 80 万 9,000 円となります。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） LEDのご質問でございます。2点ありますがまず1点目の1,460灯の中には町内会のものは含まれてございません。今回やりますのはいわゆる町営防犯灯として町のほうで電気料をお支払しているものに限っての事業でございます。

2点目の質問ですが含まれていないとした場合の町内会の対応につきましては、現在の町内会には電気料といたしまして12カ月分ということで電気料をお支払しております。そういったような運営それから各町内会の持ち物であるというようなことで課題が実はいろいろございます。これについては今どうするという方向についてはお示しできませんが、今後町内会の防犯灯についてもLED化に向けての検討をしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） LED化ですけどぜひ町内会の部分も。当然町内会としての経費負担も、各町内会によって考え違うと思えますけれども、多少負担はあっても同じことをやっていますのでぜひ合わせて、また別にやると経費かかりますのでできるものであれば町内会の防犯灯も合わせてそういう調査をし設置数も全部掌握して、ここに出ているように維持管理の対費用効果も出していただいて町内会等に説明するなり、必要な部分であれば町としてもどうするかということの方向性を示してほしいと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 中村生活環境課町民活動環境課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 町内会の設置数については約1,800灯でございます。電気料の補助としても町からは、すみません詳しい資料がございませんが現在約800万円ほどの町からの補助これは12分の10なのですがこういったもので補助をさせていただいております。他の事例を確認しますと実際が全てLEDに交換をするというような手法でございますので、先ほどの町営防犯灯につきましては全額町の電気料ということで今支出しているいわゆる原資がございしますが、先ほどいいましたように町内会のほうについては当然町から町内会に補助して電気料のお支払いをしているだとか諸々な要件がございしますので、今お支払しているものだとか町内会でお支払していただいているものについて更新事業というのはなかなか難しいものがございますので、これについて他の事例でいくと不足分については自治体のほうで負担をしてということになりますので現在の健全化のプランの中での位置づけこういったものも含めて検討していかなければいけない内容になっておりますので今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号 平成26年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。

よって賛成多数により議案第1号は原案のとおり可決されました。

このまま続けさせたいと思います。

◎議案第7号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 財産の取得についてを議題に供します。

11番、山田和子議員におかれましては地方自治法第117条の規定により議案第7号 財産の取得について、除斥の対象となりますので議案の審議終了まで山田和子議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時07分

再 開 午後 0時08分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第7号 財産の取得について、議案の説明を求めます。

高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 議案第7号 財産の取得について。次のとおり財産を取得するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

- 1、取得する財産（物品）。品名、厨房機器。台数、食器かご一式。
- 2、取得予定金額、1,576万8,000円。
- 3、取得の目的、（仮称）白老町食育・防災センターの供用開始に伴う学校給食用食器かごの購入。
- 4、取得の方法、指名競争入札による購入。
- 5、契約の相手方、白老郡白老町東町1丁目3番18号、株式会社ヤマダリビング代表取締役山田桂一。

裏面、議案説明であります。財政（物品）を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものである。

右のページの説明資料でございますけれども食器かごの購入の内訳でございます。小学校の飯椀・汁椀、中学校の飯椀・汁椀のほかプレート皿などそれぞれ16品目の食器かごの購入でございます。

続きまして入札の経過でございますけれども、去る 11 月 10 日に株式会社ヤマダリビング、有限会社側三河金物、株式会社はくねん、白老ガス株式会社の 4 社に指名通知を行い 11 月 17 日に入札を行ったところでございます。落札率でございますけれども予定価格 1,602 万 8,355 円に対しまして落札額が 1,576 万 8,000 円で落札率は 98.3%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 今入札指名業者の名前がいわれましたが、入れ物かごと食器なのですが、例えば白老ガスはこのようなものを取り扱っているのですか。あそこはガスと灯油でしょう。全然違うのではないのですか。どうしてガス屋が食器などの入札に参加したのですか。こういう入札の仕方はおかしくないですか。おかしくないという言葉は悪いかもしいけれども、私は納得できるような入札の仕方ではありません。その辺どうですか。白老ガスどうのこうのではないのです。こういうものを取り扱っていないでしょう。取り扱っているのですか。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） ただいまのご質問でございます。私どもは今回の厨房備品の関係の入札ということで指名願いの業者さんを調べてその中から厨房機器備品等を項目に上げている業者さんを拾ってそこへ連絡をとって入札に参加できますかという意思表示をさせていただいた上で今回のこの 4 社になったということでございます。白老ガスさんにつきましても厨房機器備品としての指名を提出されているといったような事態の中での入札になったということでございます。備品として取り扱っているということでございます。こういう品物なのだけれども入札に参加できますかということを事前にお電話で確認もっておりますので、それでできますというお返事の中で今回参加したということになっております。

○議長（山本浩平君） 5 番、松田謙吾議員。

○5 番（松田謙吾君） 言っていることはわかるのだけど、ヤマダリビングさんは誰が見ても店頭でこのものを置いています。それでは白老ガスさんが店頭でこのものを展示していますか。このものを買い物できるのですか。今の世の中だからどんなことでもできるのだけど、例えばどこからでも転用できるのだけれどもそういうものではないでしょう。そういうものなのですか。私はそれはおかしいと思います。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 確かに店頭にあるかないかというお話になりますと店によっては店頭には置いていないといった部分もあろうかと思っております。

○5 番（松田謙吾君） 行って見ましたか。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 行って見えています。店頭には置いていないです。ただこういう物品で入札に参加をできますかということで確認を

とった上で私どももこの入札に入っております。勝手にその業者を決めて入ってください、やってくださいというような手順は踏んでおりませんので、取り扱いができますといった段階で手続きを踏ませていただいておりますので、これについてはどこかの業者さんを、言葉は悪いですがけれども無理矢理入札に参加をさせてそういう手続きをしたといったような状態にはなっておりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 私の言っているのは、こういうものを入札できるかどうか行ってみたらわかりますよね。足運んで見たらわかるでしょう。できるならできるでいいのだけれども、そのような入札の仕方はないでしょう。それでは建設屋ではない方が土木専門で建築をしていない業者にできますかと聞いてできる人といった人に全部やらせるのですか。そんなことにならないでしょう。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 繰り返しの答弁になって申しわけないのですが、指名願いの段階でそういう備品を自分たちの会社は取り扱いができますということで私どもの会計課の契約のほうに会社自体が出されておりますのでそこを確認したと。そこを確認しながら手続きを踏んだということでございます。ですから今議員のおっしゃったような形ではなくて会社みずからが厨房備品に関しては取り扱いできる届け出を出されておりますのでこの形で入札に入ったということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 財産の取得について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第8号 財産の取得についてを議題に供します。

11番、山田和子議員におかれましては地方自治法第117条の規定により議案第8号 財産の取得について、除斥の対象となりますので引き続き議案の審議終了まで山田和子議員は退場

となります。

議案第8号財産の取得について。提案の説明を求めます。

高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 議案第8号 財産の取得について。次のとおり財産を取得するものとする。

平成26年11月26日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）。品名、厨房機器。台数、給食用什器等一式。

2、取得予定金額、982万8,000円。

3、取得の目的、（仮称）白老町食育防災センターの供用開始に伴う学校給食用什器等物品の購入。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町東町1丁目3番18号、株式会社ヤマダリビング代表取締役山田桂一。

裏面、議案説明であります。財産（物品）を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものである。

右のページの説明資料であります但し什器等の購入内訳でございます。小学校用の飯椀・汁椀、中学校用の飯椀・汁椀のほか温菜用食缶、炊飯釜などそれぞれ19品目の物品の購入でございます。

続きまして入札の経過でございますけれども、去る11月10日に株式会社山田リビング、有限会社三河金物、株式会社はくねん、白老ガス株式会社の4社に指名通知を行い11月17日に入札を行ったところであります。落札率でございますが予定価格1,021万5,644円に対し落札額が982万8,000円で落札率は96.2%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 学校給食用の什器等ということなのですが、かわいい名前でお花畑だとかパルーンだとかやさいっ子とかいろいろ書いていますけれども、子どもたちの食事をする材質というのですか、今回新たになるものですか、どのようなものを選ばれているのか。そこだけ1点だけ伺わせてください。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 食器の材質というようにお話だと思いますけれども、今ポリプロピレンですとかいろいろな種類が材質によってあります。それで物によっては傷がつきやすかったり、それからカレーなんかの色の沈着こうことがあったりするといった中で今主流になっているのがペン食器というのがあります。それが今学校給食では食器としては主流になってございます。利点としましては子どもたちが落としても壊れにくいということ、それから傷がつきにくくて色素沈着が少ないといったような利

点があります。それとある程度一定の重みがあります。瀬戸のような重みはないのですが、
もある一定の重みがあって食事をする上でも子供たちの食育上もこれがいいということでこの
食器が主流にいったようなことでこれを選ばせていただきました。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。先ほどの事業と合わせて大体2,500万円になる事業で
あります。それが4社によって入札をして決まったということなのではございますけれども、この2,500
万円に事業について1社にまとまってしまうということはどうなのかという疑問を感じるので
す。入札ですから一番いいところでは決まるのですけれども、しかし1つの事業を今この不況、
先ほどから話が出ている不況の中で1つの事業を町内の事業者が分けるというような方法とい
うのは考えられないのかどうか。例えばここでいうかご一式とそれから什器一式という
ような形があるわけではございますけれども、それら全部一括任せるということではなくてそれをいくつ
かに分けて町内業者に何とか恩恵が被るようなそういう方式というのは取れなかったのかどう
なのか。その辺りを伺います。

○議長（山本浩平君） 葛西（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） ただいまのご質問で
ございますけれども、確かに私どもは当初一括で入札ということも考えておりました。実はこ
れは費用対効果の関係もありましてバラすよりも町の財政的にはいいという利点がありました。
ただそうなりますと町内の業者さん方への受注機会が減るとということでかごの部分とその他の
部分と二手に分かれて受注機会の拡大を少しでも図ろうといった中で2つに分けたといった流
れがありました。ただその中で例えばかごももう少し小さいものと大きいもの、それから中く
らいのものと分けることもできたのですが、そうすると製作品という部分もありましてコスト
的に非常に高くついてしまうといったようなこともあったものですから、できるだけ多くの中
という考え方の中でも2つに分けるのが精いっぱいだったといたしますか、この流れで何とか受
注機会を2カ所にしたといったようなことでございますのでご理解いただきたいというふうに
思います。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） いろいろと統一しなければならぬものだとかそういうものという
のは出てくるはずだと思います。だけれども私がお伺いしたいのは、こういう一つの仕事に対
して町内業者を少しでも便宜を図らなければならないということからいうと、もっと考え方が
あったのではないかというような気がするのです。同じ競争入札ですから一番安いところでコ
ストのかからないところというのはわかるのです。だけれどもそれをもっと分けて町内業者に
仕事を与えるというそういう姿勢は必要なかったのかどうか。そういうことが仕分けをす
るその前にそういう操作ができなかったのかどうかそれだけ聞きたいです。

○議長（山本浩平君） 葛西教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長。

○教育課（仮称）食育防災センター開設準備担当課長（葛西義孝君） 繰り返しの答弁で申
しわけないのですが、物品によってどうしてもメーカーも決まりますし、例えば食器で
すとカラーペン食器を取り扱っているところですか、かごですとオーダーものになってしま

うだとか、どうしても一つ一つの物品に対してメーカーが決まってしまう。そこをさらに中身を分けるとするのは非常に私どもも不可能な状態もあったものですから、何とかこの2つで少しでも受注機会をふやそうといった中で内部で協議しまして、この2つで入札をさせていただいたといったような経過になっているところでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君）　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　全員賛成。

よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休　憩　午後　0時27分

再　開　午後　0時27分

○議長（山本浩平君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。議長により念のため申し述べておきます。明日11月27日から明年1月5日までの間は休会となっているのでご承知願います。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君）　本日はこれをもって散会いたします。

（午後0時27分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 小 西 秀 延